

総力戦体制期の厚生事業と山口正——戦時厚生論への転回過程を中心に

吉 村 智 博

I 問題の所在

大阪市社会部（一九二〇年四月創設）の第二代部長を務めた山口正について、さきの拙稿「昭和恐慌期の失業問題と山口正——『失業の研究』を中心に」^①（以下、拙稿A）では、山口の厚生事業論への思想的転回（全体主義的社連帯論など）の予兆が既に一九二〇年代後半から三〇年代初頭に伏流しており、総力戦体制期における厚生事業論が唐突に表明されるわけではないことを指摘した上で、当該期における山口の思想的検討が課題となることを確認しておいた。

本稿はそれをうけ、以下の点について解明することを目的としている。

昭和恐慌期の失業問題を経験した社会事業は、厚生省設置（一九三八年一月）とともに厚生事業へと名称を変更し、戦時期の国内的問題群の解消策および植民地主義の正当化へとその活動の機軸を転換させるが、拙稿「大阪市社会部と山口正——『社会事業研究』を中心に」^②（以下、拙稿B）において論点を整理した山口に関する研究史でも未解明な当該期の思想を詳細に追跡する。

その際、戦時社会政策にかかわる実践主体の多様な論理から山口の独自性および普遍性を明らかにし、総力戦体制における山口の論理総体を再検証する。とともに、その厚生事業論の思想基盤として天皇制国家観に規定された儒教的道徳思想の体現とのみ論じる先行研究を再考する（とりわけ、一九四〇年以降の山口の論理展開には、それまでの緻密さがやや欠落し、強引な論旨の運びも散見される）。

Ⅱ 厚生事業論への転回過程

1 日中戦争と厚生事業論

拙稿Aにおいても検証したことであるが、山口が戦時厚生論へと思想的転回を図る契機はすでに一九三六（昭和一一）年の「理念としての社会事業」³において、その「理念」として「概念を止揚して新たに創造される現実的・歴史的・個性的（特殊的）な認識」を獲得しようとした時点に認められる。また、同年の「社会事業の転回」⁴においても、都市で実施可能な社会事業を恐慌期の農村でも適用しようとする実践にもみられたことであった。

そして、翌三七（昭和二二）年六月四日に第一次近衛文磨内閣が組閣された直後に、いわゆる「盧溝橋事件（七七事变）」が起ったことで日中全面戦争へと突入し、八月二四日に国民精神総動員実施要綱が閣議決定され、一月二日には国民精神総動員中央連盟が発足する。こうした動向と踵を接するようにして、内閣に企画院（企画庁と資源局の統合）が設置され（一〇月二五日）、陸軍関連では大本営が設置される（十一月二〇日）。

こうしたなか、山口は、「地方社会事業指導者の責務と矜持」⁵のなかで、「社会事業指導者の責務」として、①確

実清新な知識の修得、②堅実な計画的能力と建設的批判的精神の涵養、③堅固な資力とその実行性の啓培、④民衆の協調と世論の抱擁性への留意、⑤自己の職責に対する深い責任感と矜持の堅持を挙げている。また、「社会事業の保護の種類」として、①ケース・ワーク（個人保護事業）、②グループ・ワーク（集団保護事業）、③オーガニゼーション・ワーク（組織的保護事業）を分類しているが、③については、融和事業や協和事業にとどまっているものの、全体主義の下では最も必要であり、とくに部落単位や市町村単位で実施されるべきものだとする。

そして、「社会事業指導者の将来性」として、①指導者に対する資格制度の準備、②市町村の部、課、係の事務分掌組織の統一、③政府の健全な政治思想と国民の支持を挙げている。すでにこの時点で「健全な政治思想」という思想善導と「国民の支持」という全体主義が頭をもたげている。

2 国家主義思想の発露

さらに山口は、こうした責務を全うするために指導理念を明確にするべきだと考えた。「社会事業指導概念の再検討」⁶⁾において、指導理念として、国家主義思想（全体主義、国民主義、統制主義の諸思想）を強く求め、それを明確に提示することを希望する。この国家主義思想は、文部省『国体ノ本義』（一九三七年）の記述する歴史規定性にその根拠を求めたものであった。

また、山口は、社会全体の緊密な「内部的功績」を建設すること（すなわち個人主義の否定）の必要性を説き、家族・部落・町内会の再建、町・村・区の各種組合、諸種の団体の教化や再組織化を具体策として提示している。こうした組織が緊密になるには、「統制力ある社会精神」の涵養が必至で、隣保・融和・矯風事業に限定的である社会教化施設をさらに拡大して社会精神の啓発をおこなうべきだとした。こうして、被差別マイノリティの固有に基

づく「差異」性は焼却・隠蔽され、「同質」性のもとに対象が一般化・平準化されていく。

要するに、山口の思想は、隣保扶助論↓全体主義的社會連帯論（ただし社會運動などの思想的結社の連帯とは異質）↓國家主義論という変遷をたどったことになり、それは、農村的形態⇨地縁・血縁的理念の回復↓國民生活の都市化⇨社會連帯への警戒↓國民思潮の高揚⇨國家主義思想の提唱の流れに相應しているといえよう。

同じ時期、山口は社會事業の國際性についても言及している。「戰時社會事業の國際性」において、その國際性の二つの方向として、①戰時國際社會事業として、万国赤十字社、世界救護協會（國際連盟）などを挙げ、②平時における國際的社會事業の戰時的活動として、民間社會事業団体や非國家的団体を挙げている。そして、戰時國際社會事業の「主綱目」は①無辜の非戰闘員への避難の予告（戰後治安の復旧・維持など戰禍の縮小）、②治安回復後の避難民の復帰（復帰した衣食救済・生業斡旋）、③戰病傷者の治療（捕虜の優遇、避難民の施療）などがあるとする。

山口が戰時を強く意識するのは、盧溝橋事件（もつとも山口の認識は「北支事変」）の教訓を活かすべきだという立場からであり、「事変の教訓」⁸と題した論文で、①尽忠報国（至誠奉公・一死報国）の精神を以て國家政策に對応した社會事業政策を遂行する必要性があること、②軍事活動の絶大な組織において統制をおこなうことで、各機關を充実して相互の連絡統制をし、社會苦を一網打尽に解決する必要性があること、③最新の科學的兵器・戰術の研究と設備の技術的適用をおこなうことで、科學的知識と最近の技術や設備を整えた社會事業政策の必要性があることを強調している。

Ⅲ 総動員体制期の厚生事業論

1 国家総動員法と厚生事業

一九三七年に国家主義思想へと傾倒していった山口は、国家総動員法が発令される三八年四月以降になると、長期の展望をもった社会事業の国家的な役割について論点を明確化するようになる。山口の思想の背景となる国家総動員体制に関する年次の流れをまとめたのが年表である。

「社会事業に於ける「国家的」と「社会的」⁹⁾において、「君民一致」と「報国精神」に基づいた社会事業の国家的見地からの見直しが必要であり、そのための機軸として①全体主義に基づくより計画的で合目的な事業展開、②「国民共同の責務」としての「国民福祉の増進」、③人道的教育的立場から国家的国防の見地への転換を唱える。

山口は、日本の社会事業は原理的・歴史的にみて家族的・全体的であり、西洋の同胞的・民主的なそれとは異質だと考えていた（「日本社会事業の特殊性」¹⁰⁾）。なおかつ、持論の確信である「隣保扶助」論もまた、地域的な制約のもとで、自発的・全面的に共同感情として働くという特質があるがために、感情を本源的な生命としている。ゆえに、過重な経済的負担には耐えられないし、「隣保扶助」は農村には濃厚だが都市には希薄で、自然災害、差別、失業、住宅、犯罪などの社会的かつ経済的な都市問題は解決できない限界があると明言していた（隣保扶助の精神的構造¹¹⁾）。したがって、「隣保扶助」の精神を振作・培養し、部落共同体を再編し、国民共同体を強化する必要がある。それでも国家的見地からして必要だと確信していたのである。

こうした国家を鞏固にする精神構造の構築を模索しつつ、今後継続すると予測される長期戦に備えていくために

政府の国家総動員体制略年表（1938～44年）

38. 4. 1	国家総動員法〔法律55〕公布（5.5施行） 国民健康保険法〔法律192〕、社会事業法〔法律59〕公布（7.1施行）
39. 1. 7	国民職業能力申告令〈勅令5〉（1.20施行）
4. 6	船員保険法、職員健康保険法〔法律73〕公布
3.31	賃金統制令、従業者雇入制限令、工場就業時間制限令〈勅令128〉（即日施行）
7. 8	国民徴用令〈勅令451〉（7.15施行）
8. -	厚生省、「労務者住宅供給計画」
10.18	地家賃統制令〈勅令704〉、宅地建物等価格統制令公布（10.20施行）
11.30	政府職員共済組合令〈勅令827〉
40. 2. 1	陸運統制令〈勅令37〉（2.25施行）、海運統制令〈勅令38〉（即日施行）
4. 8	国民体力法〔法律105〕公布（9.26施行） 厚生省、優生結婚相談所開設
5. 1	国民優生法〔法律107〕公布（41.7.1施行）
8.13	官吏（判任官、同待遇者、嘱託員、雇員、傭員、工具）への臨時家族手当支給
41. 3.11	労働者年金保険法〔法律60〕公布（44～厚生年金保険法）
5. -	優生連盟、優生結婚資金貸付制度開始（年利8%）
10. 9	厚生省人口局、結婚奨励協議会開催
10.27	厚生次官通牒「結婚奨励に関する件」（地方長官宛）発給
11.22	国民勤労報国協力令〈勅令995〉（12.1施行）
42. 1. -	厚生省人口局、結婚報国懇話会設立
2. 2	大日本婦人会発足（←愛国婦人会、国防婦人会糾合）
2.25	国民医療法〔法律70〕公布（即日施行）
2. -	日本母性保護会設立
3.24	臨時家族手当給与令〈勅令221〉（即日施行、支給範囲を奏任官、同待遇者に拡大）
4.16	国民医療団令〈勅令427〉（4.17施行）
9.12	厚生次官通牒「健民指導地区設定要綱」
9.17	厚生省、「戦時緊急人口健民政策ノ確立強化ニ関スル件」
43. 1.21	厚生省、「健民特別指導地区基礎調査事項ニ関スル件」
9. -	大蔵省、「結婚出生保険要綱」
44. 8.23	学徒勤労令〈勅令518〉、女子挺身勤労令〈勅令519〉（即日施行）

典拠) 吉村智博『近代大阪の部落と寄せ場—都市の周縁社会史』明石書店、2012、同『近代大阪の都市周縁社会—市民・公共・差別』近現代資料刊行会、2022などをもとに作成

社会事業が掲げるべき目標は、①部落共同体、家族共同体を基礎として能率を増大し、②共同体制（救護事業・方面事業）と問題的体制（社会教化・児童保護）、混合体制（両者）の複雑さを熟知すべきだとする。そして「二次的社会事業」のうえに「二次的社会事業」を建設することで、③従来の社会事業体制における各分枝の相互的な関係を確立・整序を急ぐべきであると主張する。そのためにまずは、「厚生事業」への改称が必要で、その内容を「国民厚生を追求する事業のうちの保護事業」であると明記すべきだとする（「長期戦と社会事業」¹²）。また、前年一月に設置された厚生省との関係からも改称が必要だとする（「厚生事業と改称せよ」¹³）。このことから、山口は大阪市政としての独自路線よりも中央官僚路線を強く意識し、それへ融合しようとさえる。

2 厚生事業論の本質

では、山口が提唱した（戦時）厚生事業の本質とは何か。その方法、構造・体系からみておきたい。

山口は、国内の内在的な課題だけを見据えて厚生事業論を提唱したわけではない。世界的規模での厚生事業が必要とされている社会構成に変化がもたらされ、あわせてそれを推進する力学が作用しているとす。前者、すなわち変化している「構成」とは、①自然科学的研究による普遍的・一般的概念の構成、②文化科学的研究による歴史的・個性化的概念の構成、③哲学的研究による基礎的原理（永久的価値基準）の構成に分類される。後者、すなわち「力学」として作用しているのは、①個人主義や自由主義と相反する宗教家の立場、②ニーチェ哲学の身体観にもとづく生物学的な力と健康と強壯の視座、③国家や地方公共団体の公的救助義務主義によって、一部の生存権に關する実質的な確認、である（「世界観と厚生事業」¹⁴）。

こうした力学によって、厚生事業はどのような方法を採用するのか。「厚生事業の方法」¹⁵によると、①厚生事業理

論の研究は、命題（全体の連関をなし、理論的な構成要素となるもの）の総体であり、対象は客観的に形成された精神的形象（社会意識）である、とする。そしてこの精神的形象が隣保扶助、慈恵、社会事業、厚生事業として具体的に生成する。精神的形象の把握方法としては、四つの立場（心理的・倫理的・社会的・歴史的）が時間的経過とともに存在する。

① 心理的立場とは、相互扶助、とくに隣保扶助（社会的本能）で、かつては、ゲマインシャフト的で深い愛と理解とで培われていた。この隣保扶助こそすべての成員を一体化する社会過程であり、感情的活動は本源的生命であるものの、過重な経済的負担には耐えないゆえに、新しい意味で隣保扶助を振作し、深刻な要救護性に応答すべきである。

② 倫理的立場とは、慈恵事業のことで、感情的な隣保扶助を志向し実現する前提となるものにほかならず、救助請求権を認定しておらず救護法と同様に「上から」の制度としての性格は否めない。

③ 社会的立場とは、市民社会において経済的貧困の救済・予防をおこなう社会事業のことで、市民社会は内実的に欲求の体系、すなわち経済現象の体系を意味しており、社会連帯思想もその一面として存する。社会連帯を忌避する立場としては、自然的であろうと道義的であろうと容認できないが、協同組合主義の貫徹にとつては必要不可欠なものである。

④ 歴史的立場とは、この時点で焦点化される歴史的社会的な厚生事業のことで、歴史（縦軸）と社会（横軸）とを同時に形成するゆえに歴史的と社会的とは一体不可分である。そして、社会事業の歴史的研究が重要となると同時に、現代的考究（社会学の成立）も必要となる。

以上のような方法（視点）は、厚生事業のいかなる体系を生み出すのか。「厚生事業の構造および体系」の冒頭で

厚生事業とは「国家的見地において、国民の性の充実と発展を志向して、精神上、身体上、職業上、経済上および政治上等の諸手段により、生活上の保護および指導をなす公私の施設である」と明確に規定されている。

新しい厚生事業の特殊性および特徴的な構造的な契機は、①保護性（新しい意味の付加）、②精神性（従来の社会事業の物質性に対立）、③身体性、④国家性（個人主義的利益社会的觀念に対立）、⑤志向性の五つの性質をもつ。その目的は、「独立自営の精神を傷害せざるやうに留意して、もとの生活状態に更生せしむることを意図する：要するに救済は：人を困難や障碍から保全する、原状に復帰せしめる、更生せしむること」である。目的遂行のためには、五つの性質に照応する次の四つの性質を活用する必要がある。

①被保護者に対する最適な保護の全体的体系を創出する（基礎的要素としての）保護性、②いっさいの人間の現象を個別的な具体性において主体的に捕捉し、皇室の恩寵にあずかる「運命共同体」の觀念を醸成する精神性、③身体の健全こそが重要であり、健康増進、体力向上をはかるために最大の努力をかた

I)	非専門的・非技術的厚生施設	村落（共同体）の諸組織（一般的・特殊的）														
II)	専門的厚生事業施設															
A)	地域	国民厚生事業、農村厚生事業、都市厚生事業、方面事業、隣保事業、その他														
B)	目的	軍事保護事業、児童保護事業、司法保護事業、融和事業、協和事業、盲人保護事業、養老事業、その他														
C)	手段	<table border="0"> <tr> <td>教育教化施設</td> <td rowspan="2"> 教養施設（隣保、融和、協和、矯風、生活刷新、国民思想の改鑄、国家的精神の鍛錬、国防觀念の普及） 教化指導（方面事業の調査、法律及び人事相談、法律上の後見、保護観察） </td> </tr> <tr> <td>保健医療施設</td> <td> 医療（救療、助産） 保健（体育運動、環境衛生、疾病予防、劣悪体位の処分） </td> </tr> <tr> <td>職業保護施設</td> <td rowspan="2"> 労働調整施設（職業紹介、職業申告） 失業保護施設（職業指導・輔導、失業の保護） </td> </tr> <tr> <td>経済保護施設</td> <td>救療以外の救護施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の保護施設</td> <td>地区の整理、道路の改修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※政治的施設（間接的手段） 各種の會議、聯絡統制、助成監督</td> </tr> </table>	教育教化施設	教養施設（隣保、融和、協和、矯風、生活刷新、国民思想の改鑄、国家的精神の鍛錬、国防觀念の普及） 教化指導（方面事業の調査、法律及び人事相談、法律上の後見、保護観察）	保健医療施設	医療（救療、助産） 保健（体育運動、環境衛生、疾病予防、劣悪体位の処分）	職業保護施設	労働調整施設（職業紹介、職業申告） 失業保護施設（職業指導・輔導、失業の保護）	経済保護施設	救療以外の救護施設		その他の保護施設	地区の整理、道路の改修			※政治的施設（間接的手段） 各種の會議、聯絡統制、助成監督
教育教化施設	教養施設（隣保、融和、協和、矯風、生活刷新、国民思想の改鑄、国家的精神の鍛錬、国防觀念の普及） 教化指導（方面事業の調査、法律及び人事相談、法律上の後見、保護観察）															
保健医療施設		医療（救療、助産） 保健（体育運動、環境衛生、疾病予防、劣悪体位の処分）														
職業保護施設	労働調整施設（職業紹介、職業申告） 失業保護施設（職業指導・輔導、失業の保護）															
経済保護施設		救療以外の救護施設														
	その他の保護施設	地区の整理、道路の改修														
		※政治的施設（間接的手段） 各種の會議、聯絡統制、助成監督														

図1 厚生事業の体系

むけ病気の予防・治療をおこなう身体性、④デモクラシーから国民共同体思想、全体主義へと転換してきた国家性の四つである。最後の全体主義とは、ファシズムの国家性、マルキシズムの階級性、ヒューマニズムの個性の調和、社会進歩主義、社会本位主義、国民主義のいずれをも包含する概念として提示されている。

そして結局「厚生事業の概念構成を一定の思惟方式によつて秩序づけられたものが厚生事業の体系である。厚生事業の方法、概念の構造、その現象形態がそれに属する：従つて厚生事業と世界観との関係、厚生事業の時代的および国家的意義、その方法、構造、形態および経営上の方針を厚生事業の体系といふべき」との結論に達する。

こうして厚生事業の体系は図1のように具体的に明示される。さらに、山口は私設の厚生事業についても言及し、施設の国家管理と統制の必要性を説いている。¹⁷⁾

IV 近衛新体制への帰結

1 新体制と厚生事業論

山口は、一九四〇（昭和一六）年七月から展開される近衛新体制（第二次近衛文磨内閣の発足¹⁸⁾を「我がもの」的個人的社会事業（私的支配性・個人的精神性）から「社会」的国家的社会事業（国家公共的共同財・公共的精神性）への発展的転回に最適の契機であると認識していた。¹⁹⁾「天皇を中心とする国家国民の家族生命体のもとの厚生事業」が、その「構成団体の機構を原理的に再形成し、そこから盛り上がつて来る力によつて生れる新運動」と位置づけていたのである。²⁰⁾

官公私一致協力を原則に、大小細胞団体的地盤を編成し、官公団体に対する国家的指導を強化し、日常の事業実践において国家に奉仕する職能的組織を充実させる絶好の機会として捉えたわけである。そして、統一的な全体としての国民厚生体制の確立には、方面委員制度と隣保制度（部落会、町会、隣組など）との連携や中央社会事業協会の再編が不可欠だと提唱した。

山口にとって、旧来の「公式的社会事業概念」は形骸化・石化したと認識されていた。職業紹介事業、軍事救護事業、児童保護事業、養老事業はすでに変質し、日本の置かれている現実から逸脱する事態にもなっている。人そのものの問題を把握するために健康、体位、児童、人口の問題を追求していく必要がある、そのためには欧米の輸入論ではなく、日本独自の固有な論理を構築することを強く主張する。²¹

では、その固有性を追求するにはどのようなようにすればよいのか。以下の六つの原則が当為論として提示される。²²

①国民厚生研究は、科学的でなくてはならず、技術的な実践を伴わねばならない、②厚生事業理論の対象は、厚生すること、すなわち保護することではなければならない、③社会問題は人間共同生活の基本関係であり、持続的調整が厚生の価値・理念である、④厚生事業は、変動と適応の持続的調整における保護（愛、同情など）による行為である、⑤厚生関係と経済関係は、下部構造（共同体と利益社会）の文化的上部構造である、⑥厚生の手は、構成関係から家族、地方公団体、公益団体、国家に分類される、である。

厚生事業はあくまでも、組織的な保護活動を前提とし、保護の対象となるのは、保護活動の誘因で苦しんでいる人や困った状態にある人で、「虚弱児童」「精神薄弱者」「失業者」といった分類は、抽象的な概念にすぎない、と山口はいう。「日本は君民頭首股肱の存在関係」によって成立しているのだから、「皇道社会」の実現にむけた国民の生命的存在の保障と維持とが唯一の目的であると断言する。²³

2 厚生・奉仕・救済論

山口にとつて、厚生事業は「無産者階級、勤労者階級を保護して社会階級間の均衡を図り、社会平和を期するといつたものでなく、共同社会的厚生、一大家族的厚生を意味する」わけであり、図2に示したように、厚生・奉仕・救済はすべて連環して存在するのである。²⁴

勤労と生活の持続的調和を前提として、現実の救済を支えてきた共同態的結合（ゲマインシャフト）が非共同態化（利益社会的結合化＝ゲゼルシャフト化）することで共同的紐帯が崩壊するという現実に直面して、それに対処するため、近代的自我の主体として山口が思惟したのは、以下のようなことであった。

すなわち、日本社会の歴史過程のなかに共同性（ゲマインヴェーゼン）の存在とその本源的意義を見出し（救済思想に関してその歴史の意味を考察し）、同時に、都市生活を基礎にした共同性を回復するために、天皇制国家観（儒学的思惟様式）にその思想機軸を見出す。さらに、そこから自己内在的に家族国家観（血縁、身体、慣習）が発露することを期待する。要するに、都市生活に疲弊して救済を必要とする人びとは、自身の奉仕を通してはじめて精神的な拠り所を希求することができる。それゆえ、天皇制のもとでの伝統的家族経営の在り方が理想として追求され、その復権こそが共同体的基礎となり、厚生事業の根幹になると考えていたわけである。天皇のもとでの国家への奉仕と、その見返りとしての国家からの救済は、常に表裏

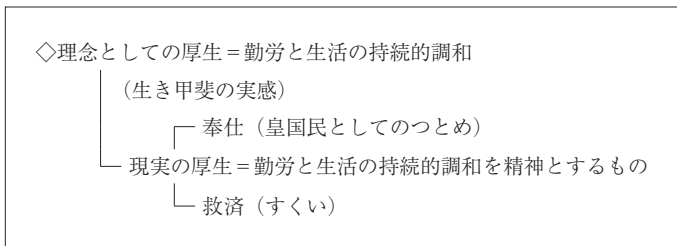


図2 厚生－奉仕－救済の関係概念

一体の關係でなければならなかったのである。もはや公的機關によって当然執行されるべき救済（社会）事業の無効が宣言されたに等しかった。と同時に、被差別マイノリティへの個別的対策もすべて一般化・抽象化されていくことになる。そのロジックを合理化するために動員されたのが、まさに社会事業論のオルタナティヴとなった厚生事業論に他ならなかった。

こうした山口の厚生事業論は、総力戦体制期の社会政策について論じた大河内一男『戦時社会政策論』²⁵を裏づけるものでもあった。大河内は、「戦争は、たとえ如何なる原因からであるにせよ、社会政策をおし進め、之まで停滞的であった社会政策を飛躍せしめ、またこれまでの経済機構の中では到底その事実が望み得べくもなかったところの社会政策のある領域を忽然として登場せしめる。それは社会政策を停滞せしめるのではなく、逆にこれを進展せしめるのである。而してこの事實はまた、社会政策が何よりもすぐれて経済機構全般に関することがらであり、このことは、平時の経済機構と戦時の経済体制とに通じて渝るところなきものであることを示している：社会政策は戦争の遂行に対してただ受動的にのみ関係しているのではなく同時にかえつて戦争そのものの有効なる遂行を人的要素の側面から援護するものであることは明らかである」と明確に述べている。

この一節だけを抽出してみても、山口の厚生思想に基づいた社会事業論がいかに、大河内の戦時社会政策論と親和性をもっていたかをうかがい知ることができよう。と同時に、山口の厚生事業論は、天皇国家観に規定されながらも、奉仕と救済との連環のさきとその実現を追求していたという意味で、儒教的道德思想の体現と概括的にだけ捕捉することはできないことが明確になる。

山口が病氣を理由に大谷大学を辞し、逝去（四三年二月五日）する前年の一九四二（昭和一七）年六月二一日、かつて一〇年間（一九二五年七月～三五年七月）にわたって辣腕を振るった大阪市社会部は、総力戦遂行のために市民局へと組織改編・名称変更した。山口の思想基盤を形成した調査課は廃止され、代わって、同局が厚生課・町会課・軍事課・防衛課の四課に再編されたことよって、従来とは位相の違う市政の重点的な問題を担当するようになった。²⁶ 山口の生涯とともに社会部もまたその歴史の幕を閉じ、局制を機軸とする行政体へと回帰したのである。それは同時に關一市政の根幹にあった都市政策の終焉をも意味していた。

以上の考察を以て、山口正の思想史研究に関する三篇（拙稿A・Bと本稿）をひとまず完結したいと思う。最後に本稿で明らかにしたことを小括しておきたい。

ながく隣保扶助論を主唱してきた山口は一九三七年以降の総力戦体制期において国家主義思想を名実ともに表明するが、隣保共同論、相互救済論は、弁証法的に止揚された新たな概念となる厚生事業論へと回収されていく。その転回過程において、被差別マイノリティの「差異」は消去・隠蔽され、全体主義の「普遍」化のもとで社会事業の対象自体が一般化・抽象化（「国民」化）²⁷されていく。

山口は、厚生事業論への止揚を説得的に明示するため、精神的形象という上位概念を想定することによって、隣保扶助論を下位に位置づけ、論理の一体化をはかっている。そして日本社会における固有の論理を探求するに際して、参照系の一つとして準拠されるのは、ナチス・ドイツにおける国民論・民族論・国家論（党の綱領、J・フィヒテ『ドイツ国民に告ぐ』一八〇七年など）、ないし日本国内においても際限なく適用されていた優生思想、人種論²⁸

であった。

天皇制家族国家観のもとにおいて開示される隣保扶助の精神論や地域共同体の再編を機軸とする山口の論理は、こうして国家共同体を基盤とする全体主義の実践へと思想動員され、戦時厚生事業論へと連鎖していった。それはまさに、総力戦体制の根幹となる「福祉国家」体制を支える思想として機能していくことになる。

註

- (1) 『関西大学人権問題研究室紀要』第八四号、二〇二二年八月
- (2) 『関西大学人権問題研究室紀要』第八三号、二〇二二年三月
- (3) 『社会事業』第一九卷第一〇号、一九三六年一月
- (4) 『社会学』第四号、一九三六年二月
- (5) 『社会事業』第二卷第三号、一九三七年六月
- (6) 『社会事業研究』第二五卷第九号、一九三七年九月
- (7) 『私設社会事業』第五七号、一九三七年十一月
- (8) 『社会事業』第二卷第一〇号、一九三八年一月
- (9) 『社会事業』第二卷第二号、一九三八年五月
- (10) 『社会事業研究』第二六卷第一号、一九三八年十一月
- (11) 『社会事業』第二卷第四号、一九三八年一月
- (12) 『社会事業研究』第二七卷第一号、一九三九年一月
- (13) 『社会事業研究』第二七卷第六号、一九三九年六月
- (14) 『社会事業研究』第二七卷第七号、一九三九年七月
- (15) 『社会事業研究』第二七卷第八号、一九三九年八月

- (16) 『社会事業研究』第二七卷第九号、一九三九年九月
- (17) 「厚生事業の一政策」『共栄』第一二卷第八号、一九三九年八月
- (18) 近衛新体制については、赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』岩波書店、一九八四年、伊藤隆『近衛新体制——大政翼賛会への道』中公新書、一九八三年（のち、主題と副題を入れ替えて講談社学術文庫、二〇一五年で再刊）を参照。
- (19) 「新体制への通路」『社会事業』第二四卷第四号、一九四〇年四月
- (20) 「社会事業の画時代的転回」『社会事業研究』第二八卷第一〇号、一九四〇年一〇月
- (21) 「社会事業概念の変転と新体制」『社会事業の友』第一四八号、一九四一年三月
- (22) 「国民厚生に就て」『社会政策時報』第二三卷第九号、一九四〇年八月
- (23) 「厚生の保護について」『社会事業研究』第二九卷第四号、一九四一年四月
- (24) 「厚生の認識とその考察方法」『厚生問題』第二七卷第九号、一九四三年九月
- (25) 時潮社、一九四〇年（著作集第四卷、一九六九年所収）
- (26) 新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』第七卷（近代3）、大阪市、一九九四年、二二六―二二八頁には「新機構は原則として局制を採用したところに特徴があり、総務・理財・電気・港湾・水道・土木・教育・市民・保険の九局、物資調整・産業・建築・監査の四部」と記されており、部制の象徴であった社会部が廃止され、市民局に再編されたことが確認できる。その市民局の役割は、「現社会部、総動員部、産業部、物資調整部、及び教育部ノ一部ヲ統括シタルモノナリ、市民指導ヲ中心トスル行政機能ニシテ市政ノ重点ヲナス」ことにあつた（大阪市編・刊『大阪市区役所職制改正案』一九四二年）。また、公報にも「各局、室、部、課ノ事務分掌」として「市民局」の各課の実務が記載されている（『大阪市公報』一九四二年六月一日付、号外第四七号）。
- (27) こうした一般化・抽象化によって放置されることとなった被差別マイノリティへの個別施策をともなった国家的事業への転換は一九五〇年代を待たねばならなかった。この経緯の詳細については、拙著『近代大阪の都市周縁社会——市民・公共・差別』近現代資料刊行会、二〇二二年を参照。
- (28) 優生思想については、ステイブン・トロンブレイ『優生思想の歴史——生殖への権利』明石書店、二〇〇〇年および米本昌平・ぬで鳥次郎・松原洋子・市野川容孝『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこに向かうのか』講談社現代新書、二〇

〇〇年を参照。

- (29) 人種論については、竹沢泰子編『人種表象と社会的リアリティ』岩波書店、二〇〇九年、同ほか編『人種神話を解体する』全三巻、東京大学出版会、二〇一六年、同ほか編『人種主義と反人種主義——越境と転換』京都大学学術出版会、二〇二二年、ジョージ・M・フレドリクソン『人種主義の歴史（新装版）』みすず書房、二〇一八年、平野千果子『人種主義の歴史』岩波新書、二〇二二年を参照。

- (30) 総力戦体制が「国民」の再編制をはかるうえで、個々の差異を消去して「福祉国家」を追求しようとする点については、高岡裕之『戦争の経験を問う』総力戦体制と「福祉国家」——戦時期日本の「社会改革」構想』岩波書店、二〇一一年および山之内靖『総力戦体制』ちくま学芸文庫、二〇一五年を参照。

